## 令和6年度 甲府市建設工事総合評価実施要綱の改正について

本市は、「公共工事の品質確保の促進等に関する法律」に基づく総合評価落札方式による工事発注について平成19年12月に試行要綱の策定、平成23年1月に「甲府市建設工事総合評価実施要綱」を策定・本格実施を行い、以降実施の効果や運用上の問題点等の検証を行い、必要に応じた評価項目の改正等改善を行っている。

今回の改正は次のとおりである。

## 1 改正理由

企業の施工実績及び配置予定技術者の能力を評価する項目である「工事成績評定点の平均点」は「甲府市及び甲府市上下水道局発注の請負工事金額1千万円以上の当該工種の工事において、過去2か年度及び当該年度の告示日の2か月前月末までに完成、引き渡し済みの工事成績評定点通知書の評定点を全て用いる」を評価基準として評価を行うものである。

この評価基準では、土木・舗装以外の工種においては年間工事発注件数が少ないため、「過去2か年度」で対象となる請負工事の評価を反映することは難しい状況となっている。

こうしたことから、土木・舗装以外の工種については、評価基準の対象となる工事を増加させるため、対象期間を「過去2か年度」から「過去5か年度」へ拡大することにより、企業の施工実績や配置予定技術者の能力が総合評価に反映され、競争の活性化に繋がるよう改正を行うものである。

また、年次経過に伴う改正も併せて行うものである。

## 2 改正内容

別紙、実施要綱 新旧対照表を参照のこと

## 3 施行日

令和6年4月1日

総務部 契約管財室 指導検査課扱い